

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	南三陸町

南三陸町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南三陸町農林水産課
所 在 地 本吉郡南三陸町志津川字沼田 1 0 1 番地
電 話 番 号 0 2 2 6 - 4 6 - 1 3 7 8
F A X 番 号 0 2 2 6 - 4 6 - 5 3 4 8
メールアドレス nourin@town.minamisanriku.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ドバト ゴイサギ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	南三陸町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
スズメ、カラス カルガモ、イノシシ ハクビシン ニホンジカ	水稻	面 積 20a
		被害額 213千円
	野菜・イモ類	面 積 9a
		被害額 283千円

(2) 被害の傾向

本町は林野に囲まれた中山間地であり、従来から小動物や鳥類による被害が多かった。 平成28年度にニホンジカ、令和元年度にはイノシシが初めて捕獲されて以降、近年では個体数の増加により農作物被害や目撃情報が増加する傾向にある。 令和4年度におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲合計数172頭に対し、令和6年度の捕獲合計数は297頭で1.7倍の増加となっている。 また住宅地周辺におけるツキノワグマの目撃情報及び残渣等の食害が増えており、住民に対する被害の発生が懸念されている。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
スズメ	面 積 —	面 積 —
	被害額 —	被害額 —
カラス	面 積 —	面 積 —
	被害額 —	被害額 —
カルガモ	面 積 2a	面 積 1.6a
	被害額 209千円	被害額 167千円
キジバト	面 積 —	面 積 —
	被害額 —	被害額 —
ドバト	面 積 —	面 積 —
	被害額 —	被害額 —
ゴイサギ	面 積 —	面 積 —
	被害額 —	被害額 —

ニホンザル	面 積 被害額	— —	面 積 被害額	— —
イノシシ	面 積 被害額	7 a 7 4 千円	面 積 被害額	5. 6 a 5 9 千円
ノウサギ	面 積 被害額	— —	面 積 被害額	— —
タヌキ	面 積 被害額	— —	面 積 被害額	— —
ハクビシン	面 積 被害額	— —	面 積 被害額	— —
ニホンジカ	面 積 被害額	2 0 a 2 1 3 千円	面 積 被害額	1 6 a 1 7 0 千円
ツキノワグマ	面 積 被害額	— —	面 積 被害額	— —

※目標値は現状値の約2割減を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ニホンジカ、イノシシ及び鳥類等の捕獲に関しては、南三陸町鳥獣被害対策実施隊にくくり罠、監視機器等を貸与し駆除活動を実施している。 ハクビシン等の小動物については、被害農業者等からの申請に対し捕獲許可を出し、小動物用箱罠を貸し出している。	令和7年度までに実施隊員を増員し18名体制で捕獲等を実施することにより捕獲個体数は増加しているが、対象獣の増加傾向が著しいため、個体数の減少には至っていない。
防護柵の設置等に関する取組	個人による防護柵設置者には南三陸町有害鳥獣被害防止対策事業により補助金を交付しており、令和4年度と令和6年度を比較すると補助件数、補助金額ともに3倍程度に増加している。 また鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用し、令和3年度に歌津中在・田表地区において集落ぐるみで電気柵を設置している。	防護柵を設置した農地では被害軽減効果が見られるが、こまめな除草等、維持管理作業が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

スズメ等による水稻への被害は減少傾向にあるが、カモ等による露地野菜等への被害が増えてきていることから、対策用のネット等の設置及び小規模農地に対する電気柵等の設置に関し補助金を交付する。

また地域内で集団的に農地を管理している地区については、関係対象者による被害対策への話し合いや研修を進めることにより共通理解を深め、最適な防除計画を立案し、鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用し集落ぐるみで電気柵を設置する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【捕獲対象鳥獣】ニホンジカ、イノシシ、鳥類

→南三陸町有害鳥獣被害対策実施隊18名（うち職員3名）

【捕獲対象鳥獣】ハクビシン、タヌキ等小動物

→被害農業者

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス スズメ カルガモ キジバト ドバト ゴイサギ ハクビシン タヌキ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	・鳥獣用捕獲用品の購入 ・鳥獣被害防止に関する知識の普及活動（広報による啓発、講習会等） ・狩猟免許取得に関する補助金の交付

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

数値は過去の捕獲実績、農作物の被害状況、目撃件数を基に設定する。なおツキノワグマは捕獲目標を設定せず、人的被害や農業被害等、緊急捕獲が必要となった場合のみ捕獲する

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
カラス	１００羽	１００羽	１００羽
スズメ	１００羽	１００羽	１００羽
カルガモ	１００羽	１００羽	１００羽
キジバト	４０羽	４０羽	４０羽
ドバト	４０羽	４０羽	４０羽
ゴイサギ	１０羽	１０羽	１０羽
ハクビシン	４０頭	４０頭	４０頭
タヌキ	２０頭	２０頭	２０頭
ニホンジカ	２００頭	２２０頭	２４０頭
イノシシ	６０頭	７０頭	８０頭
ツキノワグマ	※	※	※

捕獲等の取組内容
・ニホンジカ、イノシシは県の指定管理事業期間を除く時期にワナや銃を使用して捕獲する。
・ハクビシン等の小型動物は通年、小動物用箱わなにより捕獲する
・鳥類は農作物の被害発生時期に銃による捕獲活動を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
巻き狩り等、対象鳥獣までの距離が遠い場合に使用する。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	なし

４. 防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ニホンジカ イノシシ 小型動物	農地へ防護柵を設置する場合の補助	農地へ防護柵を設置する場合の補助	農地へ防護柵を設置する場合の補助
計画内容	南三陸町有害鳥獣被害防止対策事業により、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵設置を推進する。集落単位等広域で取り組む意思のある地域は、鳥獣被害防止総合支援事業交付金の活用を薦める。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ 小型動物	こまめな除草等、適切な管理を指導	こまめな除草等、適切な管理を指導	こまめな除草等、適切な管理を指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

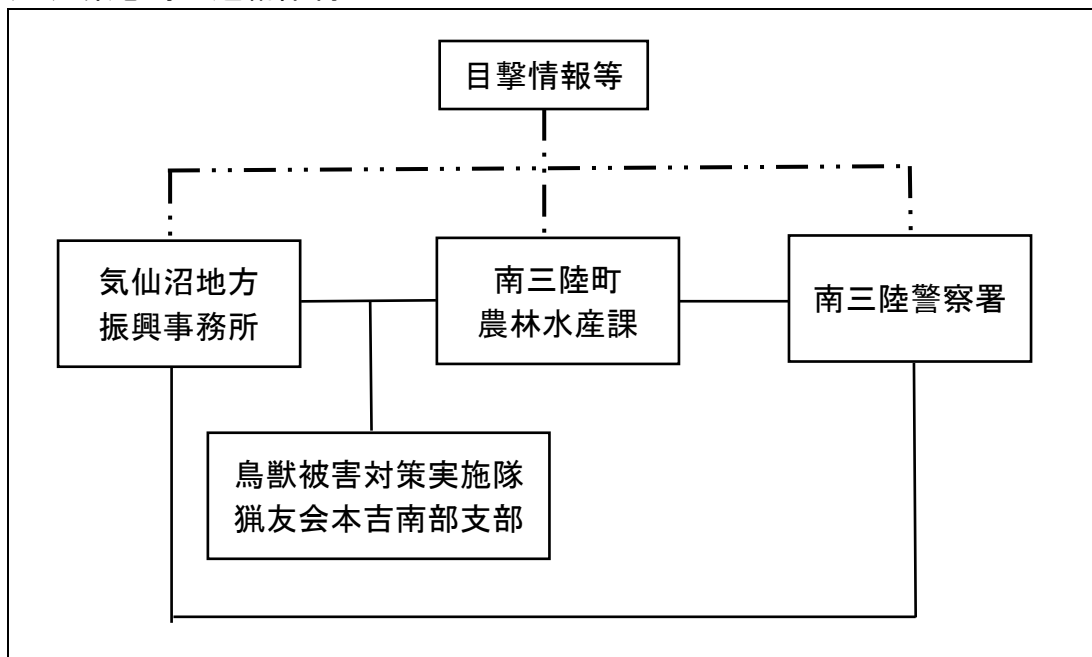
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	詳細な被害状況及び生態把握に努めるとともに、緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去等、適切な環境整備を推進するために広報掲載、研修会で周知を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南三陸町農林水産課	現地確認、県警機関への情報提供、広報等
気仙沼地方振興事務所	現地確認、県警機関への情報提供、広報等
南三陸警察署生活安全課	現地確認、県警機関への情報提供、広報等
南三陸町鳥獣被害対策実施隊	現地確認、捕獲活動
猟友会本吉南部支部	現地確認、捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

志津川字大沢及び蛇王地内の埋却場に埋却又は自家消費

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南三陸町有害動植物等対策協議会
構成機関の名称	役割
南三陸町	鳥獣被害防止計画作成
南三陸町農業委員会	農作物被害情報収集、被害対策指導
猟友会本吉南部支部	実施隊員の推薦、捕獲活動
宮城県南三陸警察署	狩猟者指導、クマ出没時の巡回
新みやぎ農業協同組合	農作物被害情報収集、被害対策指導
南三陸森林組合	森林被害情報収集、被害対策指導
宮城県農業共済組合県北支所	農作物被害情報収集、被害対策指導
宮城県気仙沼地方振興事務所 林業振興部森林整備班	被害対策助言指導
宮城県気仙沼地方振興事務所 農業振興部農業振興班	
宮城県気仙沼農業改良普及センター 地域農業班	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県環境生活部自然保護課	被害対策や捕獲に関する助言指導
宮城県農政部農山漁村なりわい課	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南三陸町鳥獣被害対策実施隊 18 名（内訳：民間 15 名、町職員 3 名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農作物への有害鳥獣被害防止対策として、捕獲活動等を行うために銃猟免許又はわな猟免許を取得する者に対し、免許取得に係る費用に補助金を交付する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣の効果的な捕獲に関し、各種研修等の受講を通じ捕獲者のスキルアップを図る。